

工事請負契約約款第26条第5項
(単品スライド条項) 運用マニュアル
(アスファルト類編)

平成20年12月

川 崎 市 建 設 局

「川崎市工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）の運用の拡充について」（20川建技第504号平成20年10月1日付通知）により、著しい価格の上昇が見られる資材については、請負者からの請求に基づき、発注者が請負金額への影響があると判断した場合、単品スライド条項の適用対象品目とすることができるとしたところである。

この場合、変動額の算定については鋼材類の取扱いに準ずる事としているが、アスファルト類が対象品目となる場合の運用については、下記のとおりとする。なお、以下に記載してない事項については鋼材類に準じ実施されたい。

1 価格高騰の理由

・対象にしようとする品目について、その価格とその上昇の理由の内訳の根拠を把握することが必要である。

・単品スライドの対象にしようとする品目の価格高騰の理由として、工事請負契約約款第26条第5項に「特別な要因」とされており、原油価格の引き上げに伴う原材料価格の引き上げのように、その原因について、発注者と請負者が共通の認識をもって、その影響の重要性を客観的に認められるような理由が必要である。このため、対象にしようとする品目については、その品目の原材料や加工費、運搬費等毎に、価格内訳根拠及び高騰理由が明確になるよう、受注者に情報提供を求めることが必要である。

2 対象材料の考え方

・対象材料は、アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等が想定される。

・対象材料については拡充通知では規定しておらず、工事毎に協議により決定する。一般的に工事で使用されているアスファルト類は、アスファルト混合物とアスファルト乳剤であるが、原油価格の変動と連動して価格が変動しているストレートアスファルト、改質アスファルト、その他のアスファルトを主要材料としたものも対象材料とすることができる。

3 対象数量

- ・ アスファルト類の対象数量は、原則、発注者の設計図書の数量とするが、施工によるロス等についても加味した設計数量内とすることができる。
- ・ アスファルト類における舗装材の設計数量は次式により計算するものとする。
- ・ 対象数量について、受注者が購入価格、購入先及び搬入時期について証明できない場合、当該材料はスライド変更の対象としない。

(アスファルト混合物の重量)

$$\text{面積} \times \text{厚さ} \times \text{締め固め後密度}^{\ast} \times (1 + \text{ロス率}^{\ast})$$

(アスファルト乳剤の散布量)

$$\text{面積} \times \text{散布量}^{\ast}$$

※ 締め固め後密度、ロス率及びアスファルト乳剤散布量は標準的な数値が土木工事標準積算基準書及び積算参考資料（土木工事編）に記載されているが、それによりがたい場合は別途考慮する。

- ・ 上記により算出した発注者の設計数量と証明された実際の購入数量のどちらか小さい方を対象数量とする。具体的には下記のとおりである。

証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がある場合）

証明数量 < 設計図書の数量	→	当該材料は対象材料とならない
設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→	対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→	対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書等に記載されている数量

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：請負者から証明された数量

- ・ なお、発注者の設計数量は、積算システムを使用している場合は、機労材集計リストにおいて材料毎に集計された数量とする。
- ・ また、積算上では諸雑費の対象となっている段差擦付けに使用した舗装材についても上記の計算式により、算出した数量を対象数量とすることができる。

4 請求時期

- ・ 請求時点で、スライド額が確定できない場合は、概算額で良いこととする。また、単品スライド条項の協議開始時には原則として、証明資料を添付することとするが、施工時期の関係上、証明資料（領収書等）の提出が困難な場合は、証明資料が揃い次第、提出するものとし、スライド額を確定させることとする。

5 受注者への確認事項

- ・ 納品書、請求書、領収書等による購入量、購入価格及び搬入時期の証明が困難な場合は、社内書類等により確認する。
- ・ 自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに変わる社内書類により購入価格の証明を求める。

- ・ 工場渡りで購入したため、運搬費の証明が困難な場合には、計算式により運搬費を算出する。

- ・ 請負者からの証明について、取引が工場渡しである場合は運搬に要した金額を併せて証明（燃料油と同様）することとするが、運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出することとする。ただし、物価資料（現着単価）と比較して安価の単価をスライド額算定に用いるものとする。

【参考】

仮に情報公開により、単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、社内書類についても開示する方針である。

6 単価（変動後の実勢価格の算定）

- ・ 実勢価格は、原則として対象材料を搬入した翌月の物価資料の価格とする。
- ・ 燃料油と同様、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、対象材料を現場に搬入した翌月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。
- ・ 対象材料の搬入が工期末近くになるなど、実勢価格の算定に当たり、対象材料を搬入した翌月の物価資料の価格を使用することが困難な場合については、対象材料を搬入した当該月の物価資料の実勢価格とする。

※施行日は平成20年12月19日とする。